

# 令和5年度、事業報告

令和5年4月1日～令和6年3月31日

公益財団法人 冬青舎中村家保存会  
代表理事 中 村 日出男

## 1 現況

### (1) 事業

定款に掲げる事業は次のとおりである。

- 一 中村家住宅及び当家関係資料（収蔵品を含む）・文献の保全・管理・活用（貸出・展示を含む）に関する事業
- 二 中村家とそれに関わる北前船の歴史・文化の調査・研究に関する事業
- 三 中村家住宅と北前船文化の紹介と啓蒙に関する事業
- 四 その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

### (2) 役員（令和6年3月31日現在）

代表理事	中 村 日出男	（中村家当主）
理 事	師 田 一 郎	（(社) 福井茶の湯同好会理事長）
理 事	岩 原 正 吉	（金沢大学名誉教授）
理 事	吉 江 勝 郎	（元（学）富嶽学園日本建築専門学校校長）
理 事	林 雅 則	（元福井県立大学理事長）
理 事	山 形 裕 之	（元福井県立歴史博物館副館長）
理 事	河 野 通 亜	（武生特殊鋼材株式会社取締役会長）
監 事	山 川 均	（山川法律事務所弁護士、公認会計士、弁理士）

### (3) 評議員（令和6年3月31日現在）

中 村 由利子	（中村家親族）
山 中 剛	（中村家親族、ソニー勤務）
山 中 友 子	（中村家親族、元大和証券勤務）

## 2 理事会及び評議員会等

### (1) 理事会

- ・第35回決算理事会（令和5年6月18日開催）

決議事項：第1号議案：令和4年度、事業報告、承認の件

第2号議案：令和4年度、貸借対照表、正味財産増減計算書、  
財務諸表に対する注記、並びに財産目録、承認の件

第3号議案：評議員会の招集の件

第4号議案：一般公開開始に伴う公益認定事業の一部変更、承認の件

・第36回理事会（令和5年12月16日開催）

決議事項：第1号議案：一般公開の運営概要案、承認の件

報告事項：①保存修理の進捗状況

②公開活用の進捗状況

③防災整備の進捗状況

④収蔵品調査の進捗状況

⑤その他について

審議事項：①新理事候補者の推薦について

・第37回理事会（令和6年1月6日書面開催）

決議事項：第1号議案：令和6年度事業計画書並びに収支予算書等、承認の件

## （2）評議員会

・第13回定時評議員会（令和5年6月26日開催）

決議事項：第1号議案：令和4年度事業報告、承認の件

第2号議案：令和4年度計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書）、財務諸表に対する注記、並びに財産目録、承認の件

## 3 事業実施の概要

### （1）当家住宅の保存修理事業

当家住宅保存修理事業は、平成30年6月より国の補助事業として工事を開始し、（一財）京都伝統建築技術協会が設計監理、（有）山本製材が工事施工を担当して工事を進めてきた。

平成30年度は背戸蔵、令和元年度は背戸蔵、新蔵、主屋の工事を実施したが、令和元年度工事の中で主屋・新座敷の屋根瓦の全面葺き替えが追加工事で必要と判断されたため、文化庁に計画変更①の申請を行い次年度の追加工事が承認された。

これに基づき令和2年度は新蔵、主屋工事、及び追加の屋根工事を実施した。

令和2年度の工事では新たに新座敷3階軒裏の追加修理の必要性が判明、文化庁に再度計画変更②の申請を行い次年度追加工事が承認された。

令和3年度は主屋工事、屋根工事及び新座敷3階軒裏修復工事などを実施し、主屋については概ね工事を完了した。

令和4年度からは西側土蔵群の修理を開始したが、令和3年度の土蔵群詳細調査の中で当初の想定を超える著しい損傷が判明したため、文化庁と協議し追加工事の計画変更③の承認を得て、令和6年度完了を目途に西蔵、バンゲ蔵、前蔵、米蔵の屋根・軸部・壁工事、浜蔵・塩物蔵の屋根・軸部・壁工事を並行して行った。

令和4年度の西側土蔵群の修理を進める中で、土蔵壁については令和3年度調査時の想定を更に上回る広範囲な損傷が判明したため、文化庁と再度の協議を行い、新たに判明した範囲での計画変更④やむなしの承認を得た。

令和5年度は、令和6年4月予定の主屋の一般公開開始に向けて、南北の袖門・塀、及び北東の門・塀の修理に取り組むとともに、並行して西側土蔵群の修理に継続して取り組んだ。

尚、当家住宅の保存修理事業が当初の計画より遅延していることについて、6月16日に町と共催で住民説明会を開催し、遅延理由と今後の見通しについての説明を行い地域住民に理解を求めた。

## (2) 当家住宅の公開活用事業

当家住宅の保存活用計画策定事業は、平成31年度より南越前町の補助事業として開始、「保存活用計画検討委員会」を設置・開催して活用計画の策定に取り組み、令和3年8月に文化庁の受理承認を得た。

この活用計画に基づき、令和3年度は9月付で給排水・電気・トイレ等の便益施設整備の公開活用事業について文化庁の補助金交付決定を受け令和3年度中に工事を実施・完了した。

令和4年度は9月付にて2か年計画での公開活用事業（展示・庭園）について文化庁の補助金交付決定を受け展示施設整備などの工事を開始した。

令和5年度も公開活用事業（展示・庭園）の2年目として庭園整備や電気設備などの工事を継続実施し、来る令和6年4月予定の一般公開開始までの工事完了に取り組んだ。

## (3) 当家住宅の防災設備整備事業

文化庁指導のもと策定した活用計画に基づき、令和3年度以降、屋内・外消火栓等の消火設備の増設について文化庁と詳細協議を行ってきたが、首里城火災など昨今多発している文化財焼失事故の影響もあり、初期消火・類焼対策に則した防火体制の強化が求められ、防火水槽の設置場所・規模などに難しい判断を迫られた。

令和4年度は9月付にて2か年計画での防災設備整備事業（消火設備）について文化庁の補助金交付決定を受け、防火水槽設置などの工事を行った。

令和5年度も防災整備事業（消火設備）2年目として消防ポンプ室や易操作消火栓などの設置工事を実施し、来る令和6年4月予定の一般公開開始までの工事完了に取り組んだ。

#### （4）その他の進捗状況

##### ①収蔵品調査

平成28年12月以降、南越前町及び県立歴史博物館のご協力のもと、当家住宅公開時の収蔵品等の展示に向けて収蔵品調査を開始し、毎月1回ペースで調査を実施してきた。

コロナ禍の影響で令和2年3月以降調査が中断され、令和3年度も一度も実施できなかったが、令和4年度4月より調査を徐々に再開した。

令和5年度は計8回の調査を実施し、来る令和6年4月の一般公開開始に向けて展示品の選定・準備などを行った。

##### ②当家文書の分類、整理

当家文書は平成28年3月に中村家文書調査委員会により約3万5千点の目録を作成、令和元年12月に町の当家文書専用収蔵庫に保管が完了し、令和3年には仮分類のままとなっていた保管文書の正式分類作業も完了した。

今後は目録作成済文書の電子化、追加収集文書の目録作成・電子化の実施等が課題となる。

##### ③当家住宅の公開・活用

本年度は、7月に小松工業高校の現場見学会、8月に「ふくいヘリテージマネージャー講習会・現場見学会」、11月には「文化財修理技術者向け現場見学・研修会」などに修理現場を公開・提供し、文化財修理の学習や技術者養成のサポートに貢献した。

##### ④寄附金の受贈

令和6年2月、四国通商株式会社（社長：三野容志郎氏）より、昨年を引き続き当法人の公益目的事業に役立てて頂きたいとして寄附金100万円を受贈した。

## (5) 公益財団法人活動

当法人は、平成31年3月29日付にて公益財団法人の認定を受け、平成31年度（令和元年度）より公益法人活動を開始している。

- ・当法人の主たる公益目的事業である当家住宅・収蔵品の公開活用の実施について、本年度は令和6年4月以降の一般公開の開始を目指し、実施中の保存修理や防災整備、公開活用の各事業に関する「工程会議」を月1回以上開催し、きめ細かい進捗管理と論議を行うことで有益かつ高品質の公開活用の実現に取り組んだ。
- ・法人決算については、令和4年度決算について、第35回決算理事会、並びに第13回定時評議員会に決算書類を上程・審議し、承認を得た。  
また、令和6年度収支予算についても、第37回理事会に資料を上程・審議し承認を得た。  
尚、決算及び収支予算については、公益法人遵守基準である収支相償、公益目的事業費比率、有休財産保有制限のいずれの基準にも適合していることを確認している。
- ・公益法人として義務付けられた行政庁報告については、令和4年度事業報告・決算を6月13日、令和6年度事業計画・収支予算を1月31日にそれぞれ電子報告し届出を完了した。  
また、令和6年度より一般公開を開始することに関し、行政庁あて事業変更の認定申請が必要とのことにて、1月30日電子申請を完了した。
- ・令和元年度より当法人のホームページを作成し、定款、役員名簿、事業計画・収支予算、事業報告・決算等の情報をネットに掲載しているが、本年度も令和4年度事業報告・決算、及び令和6年度事業計画・収支予算等のホームページ掲載情報の更新を行った。
- ・当法人は、今年で発足後満10年を迎え、来年度からはいよいよ本格的な活用段階に入る節目となることから、理事会内より若い新たな人材を理事会に加えるべきとの意見・提案が出された。  
現役員の推薦により、新理事候補者として北野徹氏（南越前町副町長）、辻正氏（チャンピオ辻万会長）、右近恵氏（金相寺住職）の3名が推挙され、早速各氏に理事就任の意向確認を行った結果、全員より了解の意向を確認した為、改めて理事会、評議員会に上程し選任を決議することとした。

以上